

広報ちづる 59,12

No.336

発行 新潟県栃尾市長

編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

どちお三三六号昭和五十九年十二月十日発行

栃尾路をひた走る — 第26回市民駅伝大会 —



叙勲を記念に図書を贈る

秋の叙勲で勲4等瑞宝章を受賞した元県会議員の佐藤熊太郎氏から、受賞記念として市の公民館図書室に書籍100万円と書庫2基を御寄贈いただきました。

市は、早速「河出世界文学大系」全100巻、「日本の染織」全23巻など274冊を購入し貸出しを行っています。市民のみなさん、大いにご利用ください。

排気量四千cc、百四十馬力の最高性能を持つ最新鋭消防車一台が、本市に配備されました。これは、日本損害保険協会から寄贈されたもので、本市には、昭和三十八年、四十六年に統いて三台目のものです。油火災用薬剤百㌧も積載しており、今後の消防活動の強力な味方となりました。



消防活動がより充実



五十嵐川漁協刈谷田支部（小林元一支部長）では、十一月五日、刈谷田川の鴉ヶ島下流で今年初めてサケを捕獲しました。今年から一括採捕ができるようになり、三余りのサケが銀鱗を踊らせていました。小林支部長は「サケが戻つて来てくれてほっとしています。これからは、もっと水をきれいにして、何百、何千というサケが戻つてくる川にしたいですね」と話していました。

帰つて來たよ、栃尾つ子サケが



来春は花いっぱいです

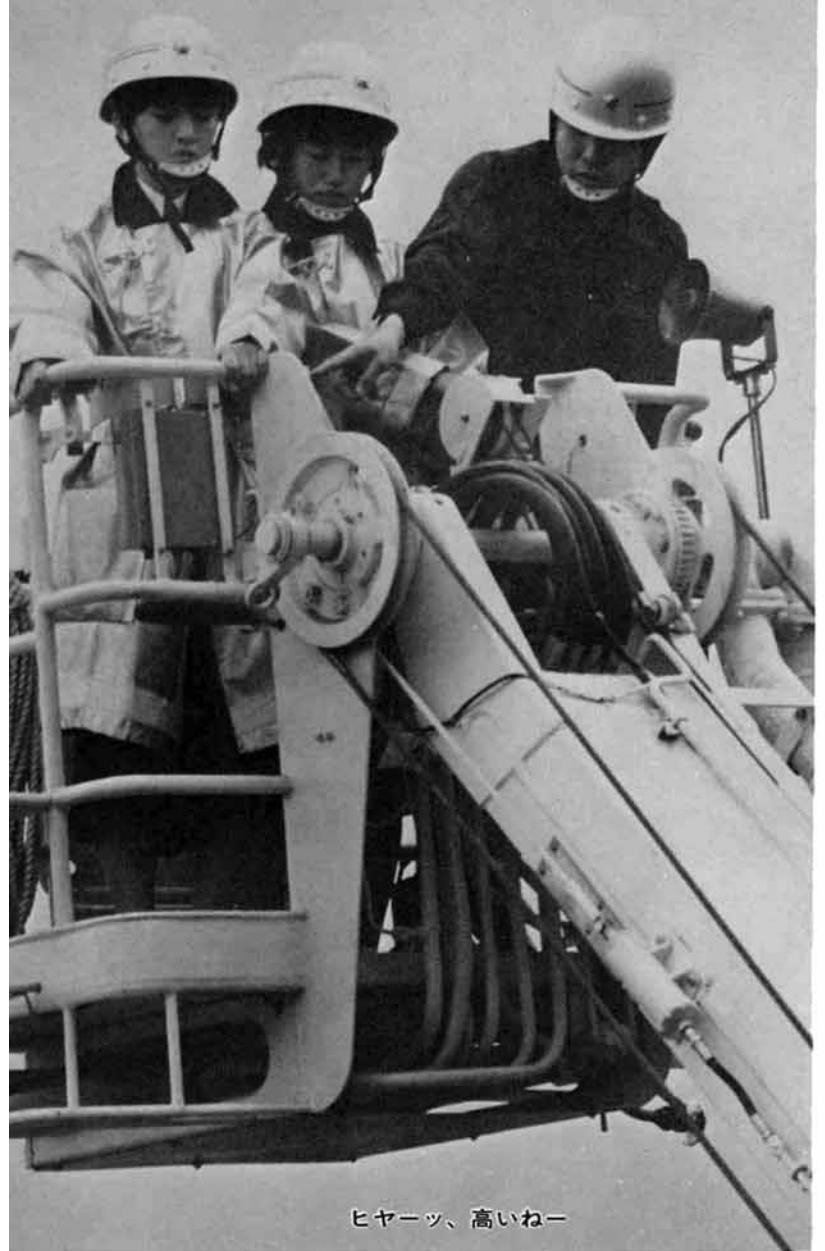
下米伝老人クラブ（佐藤仙松会長）では、潤いのある明るい村づくりの一助となればと、市社協の花いっぱい部会からわけてもらった水仙の球根を市道のほどれ様附近に植えました。来春は道行く人の目を楽しませてくれることでしょう。



今月の表紙

十一月四日、第一二十六回市民駅伝大会が、市役所前をスタートし、西谷→東谷→塙谷三十六・二・三のコースで行われました。中学九チーム、高校一般七チームが参加。中学は、圧倒的な強さで南中Aが、高校一般は、ポンコツチームが優勝しました。





外山くん——一日消防士を体験して、特に心に残ったのは、過去に発生した火災の写真を見ながらどんな原因で火災が発生するか教えてもらったことです。たき火やストーブ、こたつなど、ちょっとした不注意で意外と簡単に火災して、火災につながることがよくわかりました。今まで、自分がそれほど気にもしていなかつたことが急に怖くなってしまいました。

栃尾は県内でも、三万人と少ない人口の割には、火災の起きる率が高いそうですね。みんなが火事の怖さを知つていても、日常生活の中で、ついおろそかにしてしまう人が多いということではないでしょうか。消防署では、機会あるごとに火災予防を呼びかけていますが、あとは、市民一人ひとりが火の取り扱いに十分注意し、火事を出さないことを願っています。

石井署長——本市における今年の火災発生件数は、十一月末現在十二件で過去にくくなっています。しかし全国や県下の出火状況と比較すると、本市はまだ良好とはいえません。火災の発生した度合を示す数値に「出火率」というものがあります。これは人口一万当りの一年間に石井署長の出火件数を示したもので、これによると昨年の全国平均が五、新潟県が三・九、栃尾市が十六件で五・二となるています。この数値は少いほど良いわけですが、本市はまだ火災が多いということになります。一件の火災が大火につながりかねませんので、みんなが注意して火災を起さないようにしたいものです。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。



加藤くん——十月三十日、肌寒い天候の中、一日消防士として消防署や市民会館の施設を見学し、ほんとうに勉強になりました。消防署では、はしご車や化学消防車などが備えられて、いつ火災が発生しても対処できるよう、万全の体制が整えられていました。また、署員の何事にもきびきびとした行動には、ほんとうに感心しました。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。

消防署は、消防のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。市民のみなさんから、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただけます。



消防士さん、毎日の訓練ごくろうさまです 私たちも、火災に気をつけなくちゃ 「一日消防士」を体验して

董沢さん——一日消防士になって多くのことを知り、ほんとうに勉強になりました。市民会館の消防設備の見学では、火災警報装置やスプリンクラー、廃煙設備など火災に対する設備がほんとうによく整っていました。今まで何げなく入っていなかったので、すが、あらためて見なおし安心しました。

私は、普通の消防車だけで火災は消せるものとばかり思っていました。また、消防署の前で、はしご車に乗せてもらい、署の屋上よりも高いところまで上がりましたが、「こんな高いところで消防活動をするなんて勇気がいるんだなあ」と思いました。

董沢さん——一日消防士になって見て、消防署で働く人たちは、警防係、機械係など、いろんな係でそれぞれの仕事を受け持ち防災と人命救助を目的に、毎日訓練をかかさず、規律正しく生きびと働いていることを知りました。

私は、消防士の一日と共に活動をして、消防活動をするとしても、人の命を助けようとするにしても、個人がそう簡単にできるものでないことを知り、つくづく感謝しなければならないと思いました。私もこの体験を通して、火災予防や事故防止の大切さを、友だちや家族に呼びかけ、少しでも消防士たちの役に立ちたいと思っています。



目で見る市展・市民文化祭・市民芸能祭

各部門受賞者

洋画部門



洋画部門市長賞
横間新一さん(東町)

市展

横間新一さん(東町)

市長賞 稲田 稔さん(吉水)
奨励賞 加藤福司さん(谷内二丁目)
古川 正さん(天下島)
石原章夫さん(新町)
奥村 博さん(表町)

市長賞 藤野 勇さん(大野町)
奨励賞 五十嵐恵司さん(本津川)
佐藤慶一さん(巻渕)
今井 厚さん(大野町)
石黒和枝さん(金沢)
樹井 基さん(新町)

写真部門 市長賞 藤野 勇さん(大野町)
写真部門市長賞 藤野 勇さん(大野町)

市長賞 大橋 登男留さん(金町)
田中君代さん(仲町)
大崎 正二さん(鷹原)
笠井 五龍さん(原町)
前田 久子さん(原町)
西片 京子さん(栄町)

日本画部門 市長賞 石栗結花さん(旭町)
日本画部門市長賞 石栗結花さん(旭町)

書道部門 市長賞 佐藤智子さん(柄堀)
書道部門 市長賞 佐藤智子さん(柄堀)



市展

市民文化祭

市民芸能祭

市展 中学生の部 受賞者

絵画の部

教育長賞

田村祐司さん(柄尾中2年)

奨励賞

大崎貴代さん(柄尾中3年)

保科みよ子さん(南中3年)

石川富子さん(柄尾中2年)

磯部成彰さん(柄尾中2年)

杉島幸雄さん(柄尾中1年)

努力賞

土田永英さん(柄尾中3年)

大橋隆男さん(柄尾中3年)

斎藤マリ子さん(柄尾中3年)

林 清子さん(柄尾中3年)

外山恵美さん(柄尾中2年)

外山有紀さん(柄尾中2年)

小林 聰さん(柄尾中2年)

山田純子さん(柄尾中2年)

佐藤直美さん(柄尾中2年)

姉崎貴則さん(柄尾中1年)

書道の部

教育長賞

青柳満彦さん(荷頃中3年)

奨励賞

星野知子さん(柄尾中3年)

桜井礼子さん(南中3年)

坂井朝子さん(柄尾中2年)

大崎優子さん(荷頃中2年)

星野康子さん(南中1年)

努力賞

渡辺佳子さん(柄尾中3年)

土田陽子さん(柄尾中3年)

西川由香里さん(柄尾中3年)

波形式晴さん(南中3年)

外山有紀さん(柄尾中2年)

斎藤藤子さん(荷頃中2年)

石丸君江さん(半蔵金中2年)

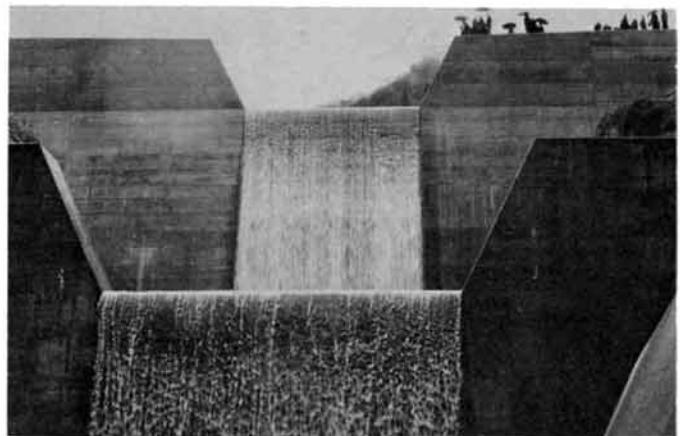
年)

佐藤艶子さん(柄尾中1年)

嶋田亜希子さん(柄尾中1年)

難波真弓さん(荷頃中1年)





地区住民の強い要望実る

洪水防止などを目的に、県下では最大規模の砂防ダムが完成し、去る11月20日竣工式が行われました。このダムは、昭和55年から総事業費6億6千万円で、塩谷川上流の本所地内で工事が進められていたものです。



林道道院線改築工事終わる

市内上来伝から県道二分野尾線を結ぶ総延長6.8キロメートルの林道（道院線）のうち、昭和55年から5か年計画で進められていた2.16キロメートルまでの改築工事が完成し、去る11月17日竣工式が行われました。



偉業を後世に

市内二日町区では、同地区的農業構造改善事業の竣工から15周年に当る今年、事業の成功をのちのちの世に伝えようと去る11月10日、二日町郵便局脇に記念碑を建立し、その除幕式を盛大に行いました。

**長期療養気の
必要な病養**

長期にわたり、継続的かつ高額な治療の必要な病気で、厚生大臣の指定するものについては、高額療養費の負担限度額は一万円となり、認定疾患に関する診療を受ける場合は、医療機関ごとに一万円しか支払わなくて済みます。現在、厚生大臣が指定する疾病は次のとおりです。

▼血友病
▼人工透析治療を必要とする慢性腎不全
なお対象者は、あらかじめ

**市で特定疾病受療証の交付を受け、それをもつて医療機関にかかることになっていて、
高額療養費を計算する場合には、保険診療の対象となる費用は入りません。
たとえば、自分で希望して上の等級の病室に入院した場合の差額ベット代や基準看護料、
病院に入院したときの付添い看護料、歯科の差額負担分などがそれです。**

**市で特定疾病受療証の交付を受け、それをもつて医療機関にかかることになっていて、
高額療養費を計算する場合には、保険診療の対象となる費用は入りません。
たとえば、自分で希望して上の等級の病室に入院した場合の差額ベット代や基準看護料、
病院に入院したときの付添い看護料、歯科の差額負担分などがそれです。**

**長期療養気の
必要な病養**

長期にわたり、継続的かつ高額な治療の必要な病気で、厚生大臣の指定するものについては、高額療養費の負担限度額は一万円となり、認定疾患に関する診療を受ける場合は、医療機関ごとに一万円しか支払わなくて済みます。現在、厚生大臣が指定する疾病は次のとおりです。

▼血友病
▼人工透析治療を必要とする慢性腎不全
なお対象者は、あらかじめ

**市で特定疾病受療証の交付を受け、それをもつて医療機関にかかることになっていて、
高額療養費を計算する場合には、保険診療の対象となる費用は入りません。
たとえば、自分で希望して上の等級の病室に入院した場合の差額ベット代や基準看護料、
病院に入院したときの付添い看護料、歯科の差額負担分などがそれです。**

**市で特定疾病受療証の交付を受け、それをもつて医療機関にかかることになっていて、
高額療養費を計算する場合には、保険診療の対象となる費用は入りません。
たとえば、自分で希望して上の等級の病室に入院した場合の差額ベット代や基準看護料、
病院に入院したときの付添い看護料、歯科の差額負担分などがそれです。**



診察の順番を待つみなさん

本年十月一日から、高額療養制度の仕組みが改善されました。この改善は、これまでなかつた世帯合算や多数該当などの考え方を制度に盛り込んだものです。これにより、今まで家計を圧迫していた医療費の負担が

大幅に軽減されるものと期待されています。

改正された 高額療養費制度

年十月一日から改正されました。改正の内容は、一部負担している、高額療養費制度が本額の家計における影響を考慮して、支給要件

が大幅に改善されたものとなっています。

負担限度額は、五万一千円に据え置かれましたが、低所得者（市民税非課税世帯）の負担限度額は、三万九千円から三万円に減額されています。

これにより、十月一日以降の診療に対する高額療養費の支給は次のようになりました。

一人のひとが一ヶ月の間に

①同一世帯で、同じ月に三万

この制度により、どんな重い病気にかかっても、どんな大きな手術を受けても、一か月の医療費の自己負担は、五千円ですみます。

さらに、十月一日からはこの制度の支給要件が拡大され、次のような場合でも、要件を満たせば支給されることになりました。

3万円、月2回以上 支払った場合

一つの世帯で、一ヶ月に三万円（市民税非課税世帯は二万一千円）以上の自己負担を二回以上支払った場合（一人のひとが二回以上支払うか、二人以上の家族が支払った場合は、それらの自己負担は全部合算されて、合わせて五千円（市民税非課税世帯は三万円）を超える部分は、あとで国保会計から払い戻されます。

(例) 同一世帯・同一月で

国夫さん～自己負担53,000円支払う A病院
保子さん～自己負担35,000円支払う B病院
民子さん～自己負担20,000円支払う C病院
※合計=53,000円+35,000円=88,000円

（民子さんの2万円は、3万円以下のため合算しない）
◎高額療養費=88,000円-51,000円=37,000円（支給額）

一つの世帯で、一年間に四回以上高額療養費の支給を受けた場合は、四回目から高額療養費の支給基準額は、一ヶ月三千円（市民税非課税世帯は二万一千円）となり、三万円を超える部分は、あとで国保会計から払い戻されます。

ここでいう一年間というのは、最初の高額療養費の支給を受けたときから十二か月間ということです。したがって高額療養費の支給を受けた月から十二か月間さかのぼって

過去（本年十月一日以降）に三回、高額療養費の支給がなされたれば、四回目から高額療養費の支給要件を満たしている状態が続くかぎり、三万円（市民税非課税世帯は二万一千円）を差し引いた額が支給されるわけです。

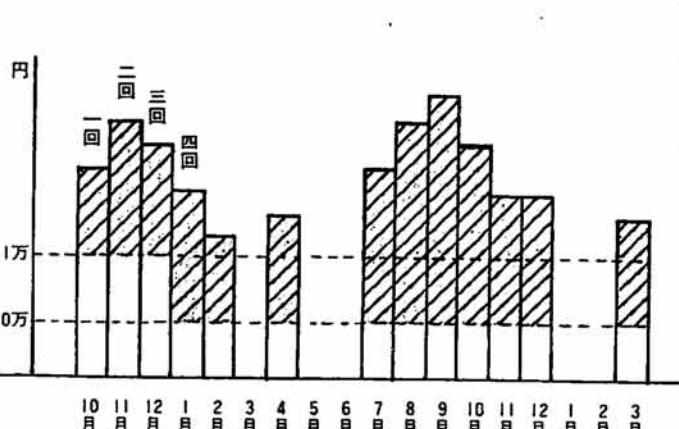
この場合でも、回数が通常支給を受けたのは、同じ国保の被保険者に限られ、他の医療保険（健康保険や共済組合など）の加入者とは合算されません。

この場合は、同じ国保の被保険者に限られ、他の医療保険（健康保険や共済組合など）の加入者は、除かれます。

年四回以上の高額療養費

過去（本年十月一日以降）に三回、高額療養費の支給がなされたれば、四回目から高額療養費の支給要件を満たしている状態が続くかぎり、三万円（市民税非課税世帯は二万一千円）を差し引いた額が支給を受けた場合。

③長期療養で高額な治療を継続して行う必要のある病気の場合。



世帯単位の負担額

*斜線部が高額療養費として償還されます。

受領委任

栃尾市は独自に、高額療養費支給制度に受領委任払制度を実施しています。これは、医療費の一部負担金が高額なため、支払いが困難な世帯に対して行っている制度です。病院への支払いをする前に申請手続きをし、承認さ

め、支払いに困っている世帯は、医療機関もしくは市保健衛生課国保係（☎ 52局二五一一番、内線二四二番）までおたずねください。

▼栃尾郷病院
市内
▼長岡市内
■長岡中央総合病院
■長岡赤十字病院
■立川総合病院
■表町病院
■吉田外科病院
■悠久荘
■宮内病院
■長岡保養園
■田宮病院
■悠久荘
■新潟市内
■県立ガンセンター病院
■新潟中央病院

おしらせ版

59 12,25

発行 新潟県板尾市長 編集 板尾市総務課 (0258) 52-2151

乳幼児健診



会場▶ 市役所別館
時間▶ 午後1時までに集合
◎4か月児・7か月児健診にはスプーン・筆記用具を持参
◎1歳6か月児・3歳児健診および2歳児歯科健診には、歯ブラシを持参してください。
◎3歳児健診では、尿検査を実施
※受診は、板尾市民に限ります。
※必ず母子手帳を持参してください。

健診名	月日	対象者
4か月児健診	1月8日(火)	59年9月生まれ
7か月児健診	1月11日(金)	59年6月生まれ
1歳6か月児健診	1月10日(木)	58年7月生まれ
2歳児歯科健診	1月17日(木)	57年12月・58年1月生まれ
3歳児健診	1月9日(火)	56年8月生まれ

母親教室(前期)

とき	ところ	時間	対象者
1月8日(火)	大会議室 (市役所4階)	午後1時~午後4時30分	11月・12月に妊娠届出をされたかた

総合健康相談

◎健康について相談のあるかたは、どなたでもお気軽に来てください。
相談担当者▶ 医師、保健婦、栄養士
対象者▶ 赤ちゃんのことからお年寄りまで、相談のあるかた。

とき	ところ	時間
1月22日(火)	市役所別館	午後1時~2時

予防接種

会場▶ 市民会館
時間▶ 午後1時30分~午後2時
◎三種混合2期は、1期完了後1年から1年の間に受けさせてください。
※母子手帳を忘れずに持参してください。
※問診票は、必ず記入してください。

種類	月日	対象者
三種混合 1期・2期もれの人	60年 1月11日(金)	59年中に受けられなかった人

農委選挙人名簿に
もれなく登録申請を

申請書は、区長さんを通じて配布します

この支払調書は、その年中の支払分を取りまとめて提出するもので、提出期限は利子配当などを除き、翌年の1月31日となっています。支払調書には、多くの種類がありますが、そのうち、皆さんが提出しなければならないと思われるおもな支払調書は、次のとおりです。

給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書 昭和五十九年中の俸給、給料、賃金、年金などの「給与所得の源泉徴収票」で、一定金額以上のものです。また、同時に複写作成される給与支払報告書は、金額の

機械設備の購入は
有利な貸与制度で
ご協力ください

昭和59年工業統計調査
石油等消費構造統計調査

通商産業省では、昭和五十九年十二月三十一日現在で、北荷領のこく一部、比札の全域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

調査の対象となつた事業所には、年末年始にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力ををお願いします。

なお、調査費は統計以外の目的には使用されません。安心してご記入ください。

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

北荷領のこく一部、比札の全

域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで。

木山沢・西中野保・新山・繁

塩の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで。

栄町二丁目のこく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで。

作業停電

次に地域を作業停電します。

大川戸のこく一部(高徳寺付

近)、菅原の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで。

第4回

少年少女ミニバスケットボール大会

市教育委員会と市小学校体育連盟では、第四回柄尾市少年少女ミニバスケットボール大会を次により開催します。

参加希望チームは、申込みください。
とき、昭和六十年一月二十一日(日)午前八時三十分から。ところ

参加希望チームは、申込みください。

男子の部＝柄尾東小学校体育館

女子の部＝市総合体育館

出場資格 ①原則として町内(行政区)

②チーム編成 ③同一町内での最高出場チー

ム数は、「二チームとする」。

④同一町内に四年生以上の児童は、だれでも参加できます。

⑤背番号はキャブテンを四番とし、それに続く一連番号をつけなければなりません。

⑥六年生は、ユニホームの左腕に赤い布五枚(×五枚)をぬいけてくること。

⑦チームは監督、コーチ(父兄または教師)各一名選ぶ

⑧市内在住者および市内に勤務している人(市長賞を三

手十五名の計十七名以内とする。

⑨市内在住者ともそれぞれ十五名に満たない場合は、他の町内と合同でチーム編成してもよい。ただし、合同後の人數が三十名を越えてはならない。

⑩昭和六十年一月九日(木)まで申込みください。なお、申込み責任者は、チームの監督とします。

⑪市総合体育館内へ申込み

⑫所定の用紙に記入して、ミニバスケットボール大会事務局(市総合体育館内)へ

⑬試合球は、バスケットボ

ル五号球(ゴム製)とする。

⑭その他あり。

⑮他は、日本バスケットボ

ル協会ミニバスケットボ

ル規則とし、ゲームの登録は十名とする。

⑯アロック制のトーナメント戦とする。

⑰その他あり。

⑱手十五名の計十七名以内と

する。

⑲手十五名の計十七名以内と

する。

⑳手十五名の計十七名以内と

する。

㉑手十五名の計十七名以内と

する。

市民スキー教室 アルペンとノルディックの2種目で行います

市教育委員会は、市民スキー教室を次により開催します。

希望者は、申込みください。

期日 昭和六十年一月十三日(日)、二月十日(日)、二月十七日(日)の四回シリーズで行います。

時間 午前十時から午後三時まで(昼休みは、正午から午後一時まで)

申込み先 市教育委員会は、市民ス

キー教室を次により開催します。

アーペンとノルディックの2種目で行います

アルペンとノルディックの2種目で行います

アルペンとノルディックの2種目で行います